

# 国分寺市体育協会表彰規程

第1条 この規程は、国分寺市体育協会規約第18条に定めるところにより本協会の普及発展と国分寺市における社会体育の健全な普及ならびに実践活動を通じ体育振興に貢献された者、または団体を本規程によって、国分寺市体育協会が表彰することを目的とする。

第2条 表彰対象者及び推せん基準は次による。

## 1 体育功労者

(1) 国分寺市体育協会の加盟団体及び国分寺市地域のスポーツ団体において、役員として永年（15年以上にわたり体育スポーツ活動の普及発展に尽力された者。

(2) 国分寺市体育協会規約第5条に定める役員で永年（10年以上）にわたり国分寺市の社会体育の発展に尽力し功労のあった者でその職を退いたとき。

## 2 スポーツ功労者

(1) 国民体育大会、全日本選手権大会もしくはこれに準ずる大会に出場した者。

(2) 都民体育大会及び東京都市町村総合体育大会に選手として5回以上出場した者。ただし同一年に両大会に出場した場合は1回とする。

## 3 スポーツ優秀選手（団体）

(1) 都民体育大会及び東京都市町村総合体育大会に国分寺市を代表して参加し優秀な成績（第3位まで）を納めた者または団体。

(2) 国分寺市体育協会に加盟する団体が上部団体の大会（関東大会、東京都大会、都下選手権大会等）もしくは都下大会規模以上の大会（継続している大会で記念大会は除く）において優秀な成績（第3位まで）を納めた者または団体。

(3) 国分寺市内に在住する小学生、中学生、高校生及び大学生が小体連、中体連、高体連及び学連等が主催する大会において優秀な成績（第3位まで）を納めた者または団体。

第3条 該当候補者の推せんは、別紙様式により毎年市民体育大会開会式の1ヶ月前に国分寺市体育協会々長に提出する。

第4条 この規程による表彰は毎年市民体育大会開会式の際に行うものとする。

第5条 被表彰候補者または団体の審査は常任理事がこれにあたる。

第6条 被表彰者または団体の決定は理事会において行う。

第7条 この規程のうち体育功労者は国分寺市体育協会よりすでに表彰された者は対象としない。

第8条 この規程のうちスポーツ優秀団体には団体名で表彰する。

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は理事会で定める。

## 附 則

1 この規程は、昭和53年8月1日から施行する。

2 本規程第2条中1体育功労者の(2)は昭和53年度に限り、都民体育大会に選手として

昭和 45 年度から 6 回以上出場した者とする。

附 則

1 昭和 55 年 3 月 12 日一部改正

附 則

1 平成 4 年 4 月 28 日一部改正

附 則

2 令和 3 年 5 月 28 日一部改正